

丸亀市告示第 1249 号

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号。以下「規則」という。）第 7 条及び丸亀市制限付き一般競争入札事務取扱規程（平成 17 年訓令第 45 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

丸亀市長 松 永 恭 二

個別項目

1	工事名	単独県費補助事業 綾歌町岡田上地内急傾斜地（西射場）崩壊対策工事
2	工事場所	丸亀市綾歌町岡田上地内
3	工事種別	土木一式工事
4	工事概要	施工延長 L=45.0m 土工 1 式 法面工（アンカー付き吹付法砕工）A=421m ² 仮設工 1 式 上記に係る土木工事 一式
5	工期	契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで
6	予定価格	55,583,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
7	落札者の決定方法	(1) 落札者の決定方法については、総合評価落札方式（簡易型 B' タイプ）により落札者を決定する（詳細は本市ホームページの入札・契約内の「総合評価方式の手引き」及び工事ごとに別途添付する資料を参照のこと）。 (2) この入札について、低入札価格調査制度による低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準（失格基準）を設ける（詳細は本市ホームページの入札・契約内）。 (3) 予定価格の制限の範囲内をもって入札をした者のうち、総合評価落札方式により最も評価値の高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格に満たない金額で入札を行った場合は、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると判断された場合に落札者とする。 なお、数値的判断基準（失格基準）に満たない金額で入札をした者については、失格とする。 (4) 低入札価格調査基準価格は入札後に公表する。
8	支払条件	(1) 前払金 ※請負代金の 10 分の 4 以内とする。(10 万円未満の端数は切り捨てるものとする。)

		(2) 中間前払金（市建設工事の中間前金払に関する取扱要領の要件に該当する場合に限る。） (3) 完成払 なお、(1)又は(2)については、必要であれば、市へ請求することができる。
9	入札参加資格	単体企業で、共通項目で示す入札参加資格要件のほか、次の(1)から(4)までに掲げる要件を全て満たすもの (1) 格付等 ア 丸亀市の令和 8 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第 3 条の等級別格付けで土木一式工事の A 等級の格付けを受けている者 イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条の規定による施工体制が構成される者 (2) 地域要件 丸亀市内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。 ※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準（丸亀市のホームページでご確認ください。）」に基づき、入札に参加できないものとする。 (3) 施工実績 次の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が 20%以上の構成員に限る。以下同じ。）としての施工実績があること。 ア 平成 23 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、入札参加確認申請書の提出までに引渡し完了した工事であること。 イ 別表第 1 に規定する国、地方公共団体等が発注した土木一式工事で請負金額が 2,500 万円以上の工事であること。 （注）共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。 (4) 技術者の配置 下記の要件を全て満たす技術者（入札日において当該入札参加者と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 ア (3)に掲げる施工実績と同等以上の工事の元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（当該土木一式工事に係るものに限る。）としての施工経験がある者

		(注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。 イ アの施工実績において、工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の2分の1以上従事している者 ウ 法第 26 条の規定による監理技術者又は主任技術者の資格を有する者（土木工事業に係るものに限る。）
10	入札参加申請	(1) 申請書類 ア 入札参加資格確認申請書（規程様式第 1 号）（以下「申請書」という。） イ 入札参加資格確認資料（規程様式第 2 号及び第 3 号）（以下「資料」という。） ウ 申請書及び資料に添付を求めている書類 (2) 申請方法 <u>原則として、かがわ電子入札システムにより提出</u>すること。 （(1)ウ 申請書及び資料に添付を求めている書類のみ、丸亀市役所庶務課（注 1）へ事前に連絡の上、紙で提出することもできる。） ただし、丸亀市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、(1)アからウまでを全て紙により提出することができる。 なお、この場合、<u>運用基準に該当するかどうかの審査を行うので、入札参加申請締切り（令和 8 年 8 月 10 日）までに余裕を持って、丸亀市役所庶務課（注 1）まで連絡すること。</u> ※ (3)の受付期間内に、(1)アからウまでの全ての書類が提出されない場合、申請は受け付けることはできない。 (3) 受付期間 令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 10 日まで（かがわ電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後 3 時まで）とする。
11	入札参加資格の決定	令和 8 年 8 月 17 日までに、かがわ電子入札システムにより通知する。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、規程様式第 4 号入札参加資格確認通知書をもって通知する。
12	入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について市長に対して、説明を求めることができる。 (1) 方法 <u>かがわ電子入札システムにより提出</u>すること。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。 (2) 期限

		令和 8 年 8 月 18 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1） (3) 回答 令和 8 年 8 月 21 日までにかがわ電子入札システムにより通知する。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、書面で通知する。
13	設計図書の閲覧	(1) 期間 令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 9 月 2 日まで (2) 場所 ○<u>かがわ電子入札システム 入札情報サービス</u> https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/
14	質疑	(1) 方法 <u>かがわ電子入札システムにより提出</u>すること。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。 (2) 期限 令和 8 年 8 月 25 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1） (3) 回答閲覧期間 令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 9 月 2 日まで、かがわ電子入札システム（かがわ電子入札システム稼動時間中）において閲覧に供する。ただし、紙入札事業者にあつては、丸亀市役所庶務課（注 1）において閲覧できるものとする。
15	現場説明会	実施しない。
16	入札	(1) 方法 <u>かがわ電子入札システムで行う</u>。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあつては、持参により提出することができる。この場合は、(2)に記載する日時に、丸亀市役所庶務課（注 1）に持参すること。 (2) 期間 令和 8 年 9 月 1 日 8 時から令和 8 年 9 月 2 日 17 時までのかがわ電子入札システム稼動時間中とする。
17	開札	<u>かがわ電子入札システムで行う</u>。 なお、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時 令和 8 年 9 月 4 日 9 時

		(2) 場所 丸亀市役所庶務課
18	その他	本工事は、「丸亀市週休2日工事実施要領」の規定に基づき実施する完全週休2日（土日）工事である。なお、本工事においては、週休2日に係る経費等の補正は行わないものとする。（令和8年3月10日付け「国土交通省直轄工事における週休2日の取組方針について」を参照）。

（注1）日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

なお、受付時間は、8時30分から17時15分までとする。

別表第1（個別項目9(3)関係）

区 分	機関の名称
国	
地方公共団体 （地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
公共法人 （法人税法別表第1に掲げるもの）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定したものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会、福島国際研究教育機構
国土交通省令で定める法人 （建設業法施行規則第18条）	公益財団法人J K A、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、農林漁業団体職員共済組合、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定される法人	首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構